

# 平成28年度 税制改正概要

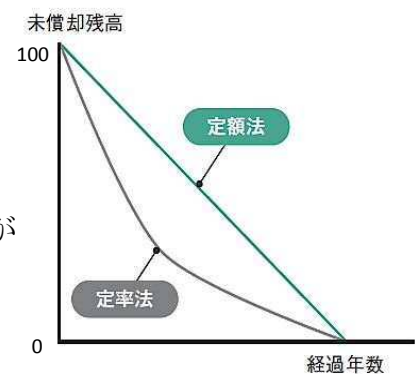
平成28年度の税制改正関連法案が、平成28年3月の国会審議を経て可決成立いたしました。28/3号で大綱を速報しましたが、正式に決定した今年度の税制改正の内容を横断的に紹介いたします。

## <建物付属設備・構築物への償却方法の見直し>

平成28年4月1日以降に取得する「建物付属設備」と「構築物」の償却方法が定額法のみとなります。

資産の区分	現行	改正後
建物付属設備・構築物	定額法・定率法	定額法

右図の通り、定率法は定額法に比べて取得した当初の償却スピードが速く、経費計上額も多くなります。一見すると、地味な改正ですが設備投資を行う際には大きな影響があります。



## <企業版ふるさと納税制度の創設>

法人が地方公共団体に対して行う一定の寄付については、課税所得から全額を控除することができます。その他に、寄付合計金額の10%を法人事業税から、5%が法人道府県民税割額から、15%が法人市民税割額から、それぞれ差し引かれます(各税額の20%が上限)。

即ち、法人が同制度を活用すると支出した寄付金の約60%分の税負担が軽減されます。



豪華な返戻品はなし!?

企業版ふるさと納税では、個人のように地元特産品を受け取れることはありません。寄付企業の社員に公共施設の優待券が寄付を受け取った自治体より貰えるかも知れません。

### <税務調査の事前通知後の加算税の見直し>

税務署から受ける調査の「事前通知」がされてから、納税者が加算税を回避する為に事前通知直後に修正申告や期限後申告をする事例が散見されたことを受け、加算税の扱いが下図の通りとなりました。

事前通知以後、更正予知前にされた修正申告や期限後申告に係る加算税の割合

	現行	改正後
過少申告加算税	0%	5% (期限内申告額と50万円のいずれか多い額を超える場合は10%)
無申告加算税	5%	10% (納付すべき税額が50万円を超える部分は15%)

### <法人税率・法人実効税率の引き下げ>

現行の法人税率「23.9%」が、平成28年度で「23.4%」、平成30年度で「23.2%」にそれぞれ引き下げられます。

これにより、平成28年度より法人の実効税率は「20%台」となります。

	27年度(現行)	28年度	30年度
法人税率(800万円超)	23.9%	23.4%	23.2%
外形標準課税適用法人の所得割税率 ※28年度までは地方法特別税含む ※年800万円超の所得の標準税率	6.0%	3.6%	3.6%
法人実効税率	32.11%	<b>29.97%</b>	<b>29.74%</b>

### <中小企業だけの税メリット>

- ★少額減価償却資産の損金算入特例の延長 → 平成30年3月31日までに開始する事業年度まで
- ★交際費課税の延長 → 平成30年3月31日までに開始する事業年度まで
- ★繰越欠損控除限度額 制限なし

詳細等お気軽に担当者までお問い合わせください。